

9. 河川管理の現状

9.1 管理区域

荒川水系の直轄管理区間は、荒川の河口から寄居町の花園橋までの 93.7km の区間と、入間川、越辺川、小畔川及び都幾川の下流部 51.8km の合計 145.5km である。

また、東京都と埼玉県が管理する指定区間は 126 河川、約 1,052km、直轄管理区間と指定区間の合計延長は約 1,197km になる。

表 9-1 荒川水系の区域

管理者	河川名	区間延長(km)
国土交通省	荒川	93.7
	入間川	16.1
	越辺川	17.4
	小畔川	5.3
	都幾川	6.6
	高麗川	6.4
直轄管理区間合計		145.5
東京都・埼玉県 指定区間		1051.8
直轄管理区間 + 指定区間		1197.3

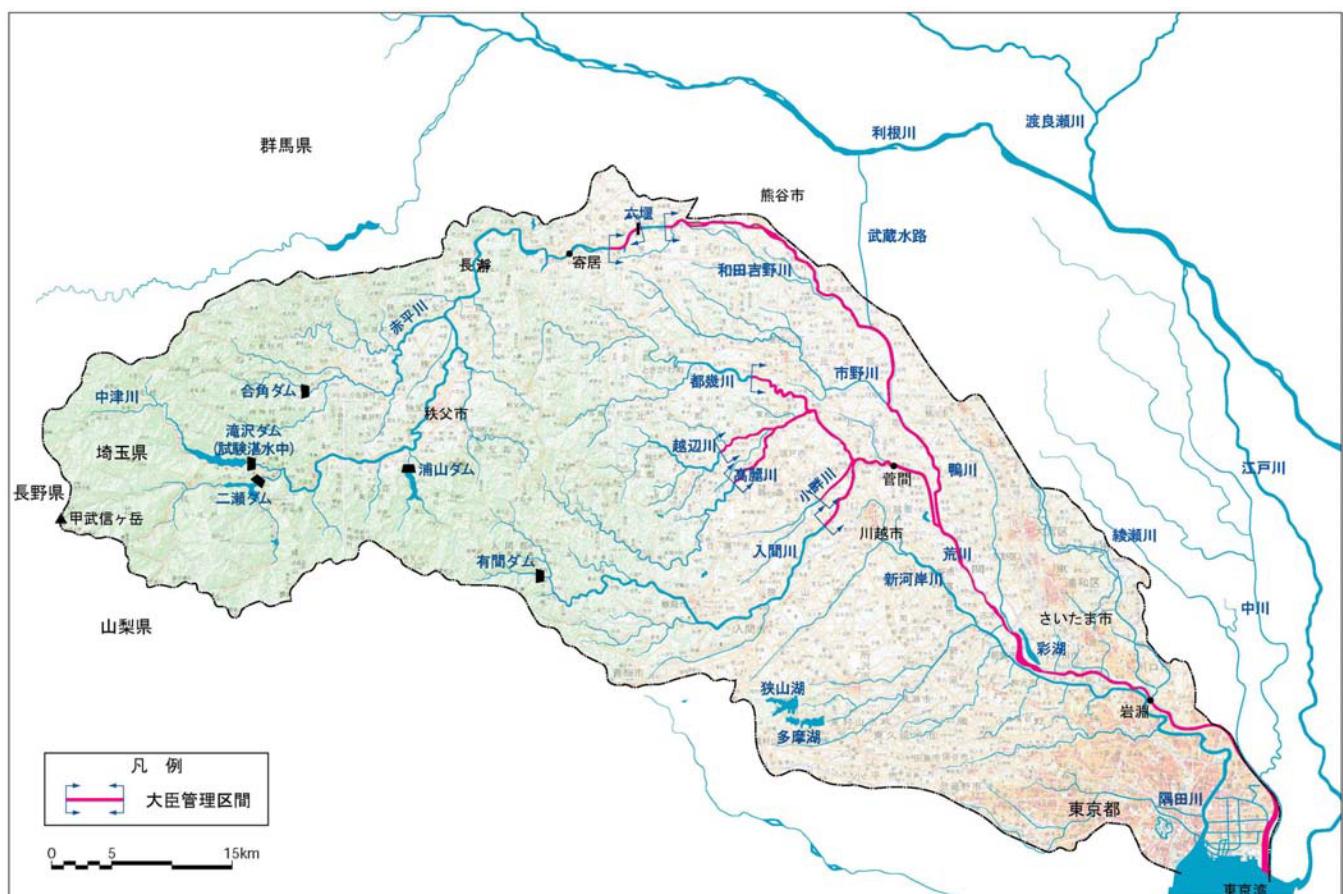


図 9-1 荒川水系における大臣管理区間

9.2 河川管理施設等

荒川の河川整備は、古くは江戸時代に荒川の瀬替えを実施し、その後、明治43年の大洪水を契機に、荒川改修計画に着手、中流部の広い高水敷と横堤や荒川放水路等の改修工事が行われ、現在の河道が出来上がった。また、昭和22年の計画高水流量を上回る出水を踏まえ、昭和25年に「荒川総合開発計画」が策定された。この計画により二瀬ダム、浦山ダムが建設され、現在、滝沢ダムにおいては建設中である。平成9年度に荒川総合開発事業として、荒川貯水池が完成し、平成16年度に荒川第一調節池が完成した。

(1) 堤防の整備状況

堤防整備の現状（平成18年3月末時点）は下記のとおりである。

表 9-2 堤防整備状況

	合計
完成区間	155.9
未完成区間	146.1
不必要区間	7.2
計	309.2

※延長は直轄管理区間（ダム管理区間を除く）の
左右岸の計である。単位：km

(2) 高規格堤防整備（スーパー堤防）

高規格堤防の整備状況（平成18年3月末時点）は下記のとおりである。

表 9-3 高規格堤防整備状況

区間		熊谷大橋～河口
計画	要整備延長	174.1 km
事業着手年度		昭和62年度
整備済(実施中)		10.9 km
実施率		6.3 %

(3) 主な河川管理施設の状況

堤防、護岸を除く主な河川管理施設は、下記のとおりである。

これらの河川管理施設の状況を把握し適正な処置を講じるため、巡視、点検を実施すると共に、利水者や沿川自治体と合同で出水期前等点検を行っている。

表 9-4 直轄管理区間の主な河川構造物数一覧表

堰	床止め	揚排水機場	樋門・樋管	閘門・陸閘	水門	伏せし
23	1	51	120	3	8	14

(4) ダム

1) 二瀬ダム

二瀬ダムは、「荒川総合開発計画」の一環として、かんがい、発電を目的とした埼玉県最初のアーチ式コンクリートダムとして昭和36年(1961年)に完成した。洪水調節機能は、治水容量2,180万m³を用いて、計画高水流量1,500m³/sのうち700m³/s調節し、800m³/sに低減するものである。かんがい用水補給は、下流熊谷市付近の大里、櫛挽地区をあわせて約8,600haにかんがい用水の補給を行っている。発電機能は、最大出力5,200kw/h、年間17,487Mwhの発電を行うものである。

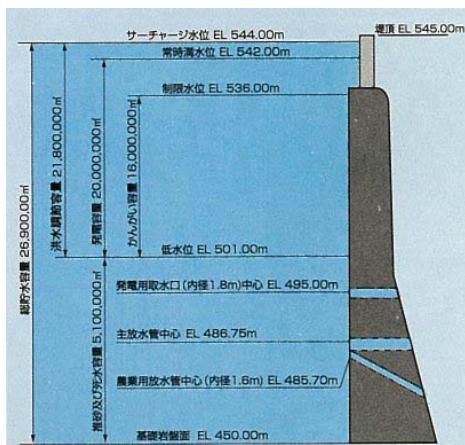


写真 9-1 二瀬ダム

図 9-2 二瀬ダム容量配分図

2) 浦山ダム（水資源機構）

浦山ダムは、洪水調節、既得取水の安定化、河川環境の保全、水道用水補給ならびに発電を目的とした重力式コンクリートダムであり、「荒川総合開発計画」の一環として平成11年に支川浦山川に完成した。洪水調節機能は、計画洪水流量1,000m³/sのうち890m³/s調節し、110m³/sに低減するものである。既得取水の安定化や河川環境の保全については、洪水期に約510万m³、非洪水期に約970m³の容量を確保し、水量が不足した場合でも河川の持っている機能を正常に維持するために放流する。水道用水の供給については、埼玉県、東京都とで最大4.1m³/sを供給している。発電機能は最大5,000kwの発電を行っている。

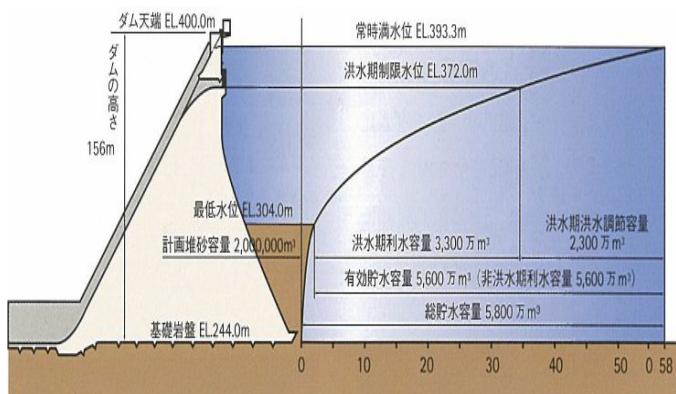


図 9-3 浦山ダム容量配分図

写真 9-2 浦山ダム

3) 滝沢ダム（水資源機構）

滝沢ダムは、支川中津川に洪水調節、既得取水の安定化、河川環境の保全、水道用水の供給を目的として建設した重力式コンクリートダムであり、平成20年の完成予定に向けて現在試験湛水中である。洪水調節機能としては計画高水流量 $1,850\text{m}^3/\text{s}$ のうち $1,550\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、 $300\text{m}^3/\text{s}$ に低減するものである。既得取水の安定化及び河川環境の保全については、洪水期に約450万 m^3 、非洪水期に約900万 m^3 の容量を確保し、水量が不足した場合でも河川の持っている機能を正常に維持するために放流するものとしている。水道用水の供給については、埼玉県、東京都とで最大 $4.6\text{m}^3/\text{s}$ を供給する。発電機能としてはダムからの放流水を利用して埼玉県が最大出力3,400Kwの発電を行う。

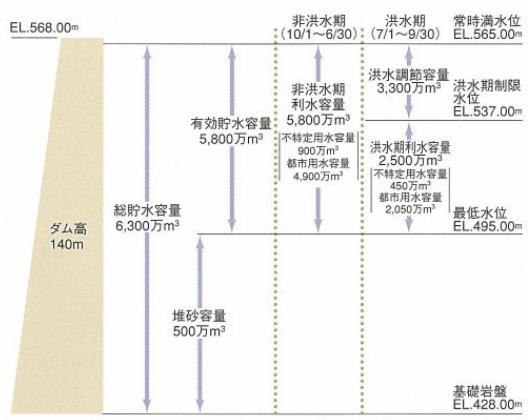


図 9-4 滝沢ダム容量配分図



写真 9-3 滝沢ダム

(5) 調節池

荒川下流部の洪水被害軽減と、埼玉県・東京都への水道用水の供給を目的とする荒川第一調節池総合開発事業は、昭和55年に着工した。この事業では、高水敷に貯水池及び下水処理水の浄化施設を建設するとともに、周辺環境の整備を行うことにより、治水・利水機能をもった広大な自然のオアシスを提供している。



写真 9-4 荒川第一調節池

表 9-5 荒川第一調節池諸元

位 置	笛目橋(河口より28.8km) ~ 羽根倉橋(37.2km)
区 間 延 長	8,100m
面 積	5.8km ²
洪 水 調 節 容 量	3,900万m ³ /s
貯 水 池 面 積	1.18km ²
有 効 貯 水 容 量	1,060万m ³ /s

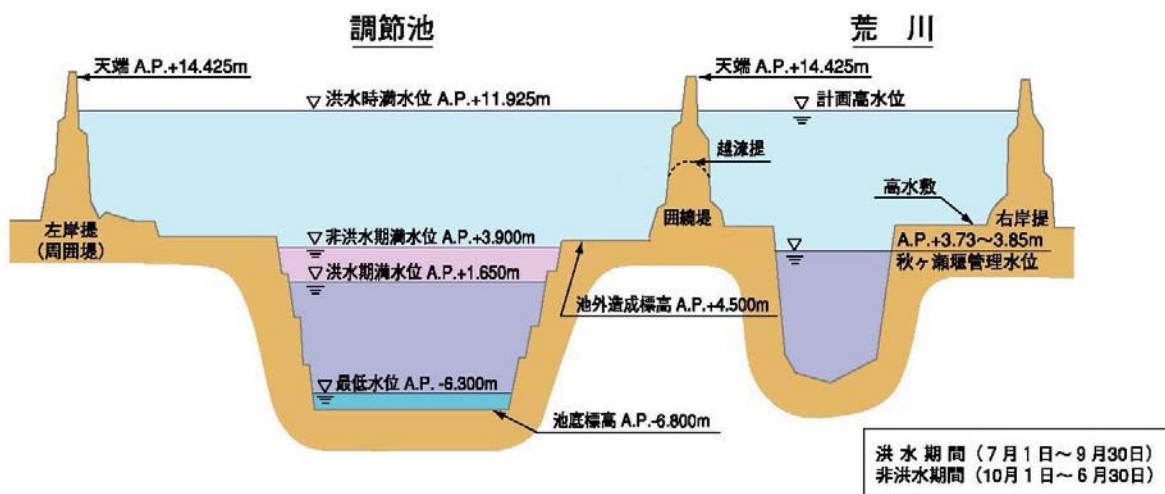


図 9-5 荒川第一調節池横断模式図

9.3 河川情報管理状況

(1) 雨量・水位等

荒川水系では、流域内にテレメータ雨量観測所 25箇所、テレメータ水位観測所 38箇所を設置し、迅速に情報を収集するとともに、これらのデータを用いて河川の水位予測等を行い、流域住民の防災活動等に活用している。

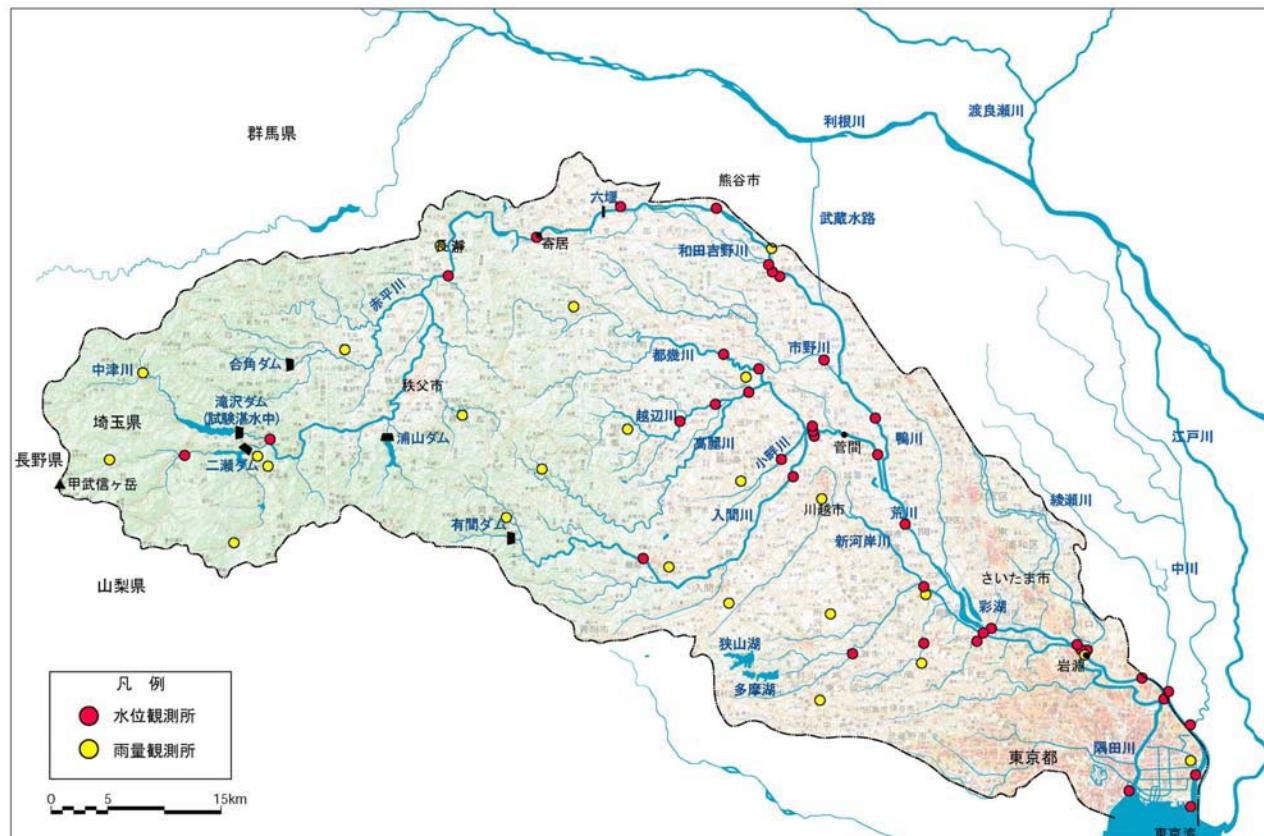


図 9-6 荒川水系における雨量・水位観測所

(2) 流域情報ネットワークの整備

1) IT を活用した河川管理システム

河川管理の高度化や省力化を図るために、荒川の両岸に光ファイバーを整備している。この光ファイバーに、CCTV カメラ、情報コンセント、河川情報板等を接続し、情報の収集・発信や水門等の遠隔操作等を行っていく。



図 9-7 光ケーブルネットワークのイメージ図

2) 情報のネットワーク

集約された映像や情報については、CATV やインターネット等を活用して、市民や行政の間で、災害時などいざというときに役立つ情報や普段の暮らしに役立つ情報など、様々な情報の受発信を行っている。



図 9-8 パソコン上でのカメラ映像

3) 情報表示板

調節池には洪水時に避難情報を伝達するために情報表示板を整備している。水位状況、避難告知などの情報をリアルタイムで提供する。

また、平常時にはイベントの案内や安全に関する注意事項などの情報を配信している。



写真 9-5 情報表示板（荒川第一調節池）

ゼロメートル地帯であり平水位より地盤が低い亀戸駅前には、荒川の現在の水位を表示する「未来（みらい）の塔」が設置されている。この未来の塔の高さは荒川の堤防の高さと同じであり、現在の荒川の水位の表示の他に、過去の洪水の水位（既往洪水や高潮の最高水位）が刻まれ、水位情報の提供とともに、地域住民への洪水への意識啓発も図っている。



写真 9-6 「未来の塔」荒川水位表示塔

(3) 巡視・調査

荒川の河川情報を収集するため、平常時より巡視・調査を行っている。

9.4 水防体制・災害対策

(1) 洪水予報・水防警報の状況

関東地方整備局では、「荒川洪水予報」を発表し、埼玉県、東京都に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて流域の住民に情報の周知を実施している。（水防法第十条2項）また、荒川上流河川事務所及び荒川下流河川事務所は大雨等で河川の増水が起こり、河川流域に重大な損害を生じるおそれがある場合、水防警報を各水防団に発表しており、水防団や近隣市区町村の関係機関と協力して洪水被害の軽減に努めるよう体制をとっている。（水防法第十条の六、第1項及び2項）



図 9-9 荒川水系水防警報区域図

表 9-6 荒川における基準水位観測所

河川	地点	指定水位(A.P.m)	警戒水位(A.P.m)	危険水位(A.P.m)	計画高水位(A.P.m)
荒川	熊谷	3.00	3.50	5.30	7.42
	治水橋	7.00	7.50	11.30	14.66
	岩淵水門(上)	3.00	4.10	7.70	8.57
入間川	小ヶ谷	2.00	2.50	5.00	5.01
	菅間	7.00	8.00	11.50	12.60
越辺川	入西	2.00	3.00	4.00	4.00
小畔川	八幡橋	3.00	3.50	5.40	5.41
都幾川	野本	2.00	3.50	5.70	5.83
高麗川	坂戸	1.00	1.50	3.10	4.15

(2) 水防体制と防災訓練

水防管理団体により設置された「水防団」は、水防管理団体の「出動命令」により、被害を未然に防止・軽減する「水防活動」を行っている。



写真 9-7 水防訓練の様子

また、荒川下流域では平成 13 年に全国で初めて IT を活用した広域的な防災訓練を実施しており、年々多くの行政機関、市民ボランティア等が参加し、新しい情報ツールを活用して訓練を実施している。

また、平成 19 年は、一般者にもなじみのある通勤・通学で知名度の高い「Suica」を用いた安否情報のためのシステムの検証などを行った。



写真 9-8 「Suica」を用いた安否情報のためのシステム検証の様子

(3) 浸水想定区域図の公表

平成 13 年 7 月に水防法の一部が改正され、国土交通大臣等により浸水想定区域の指定・公表等が義務づけられ、荒川においても浸水想定区域を指定・公表している。

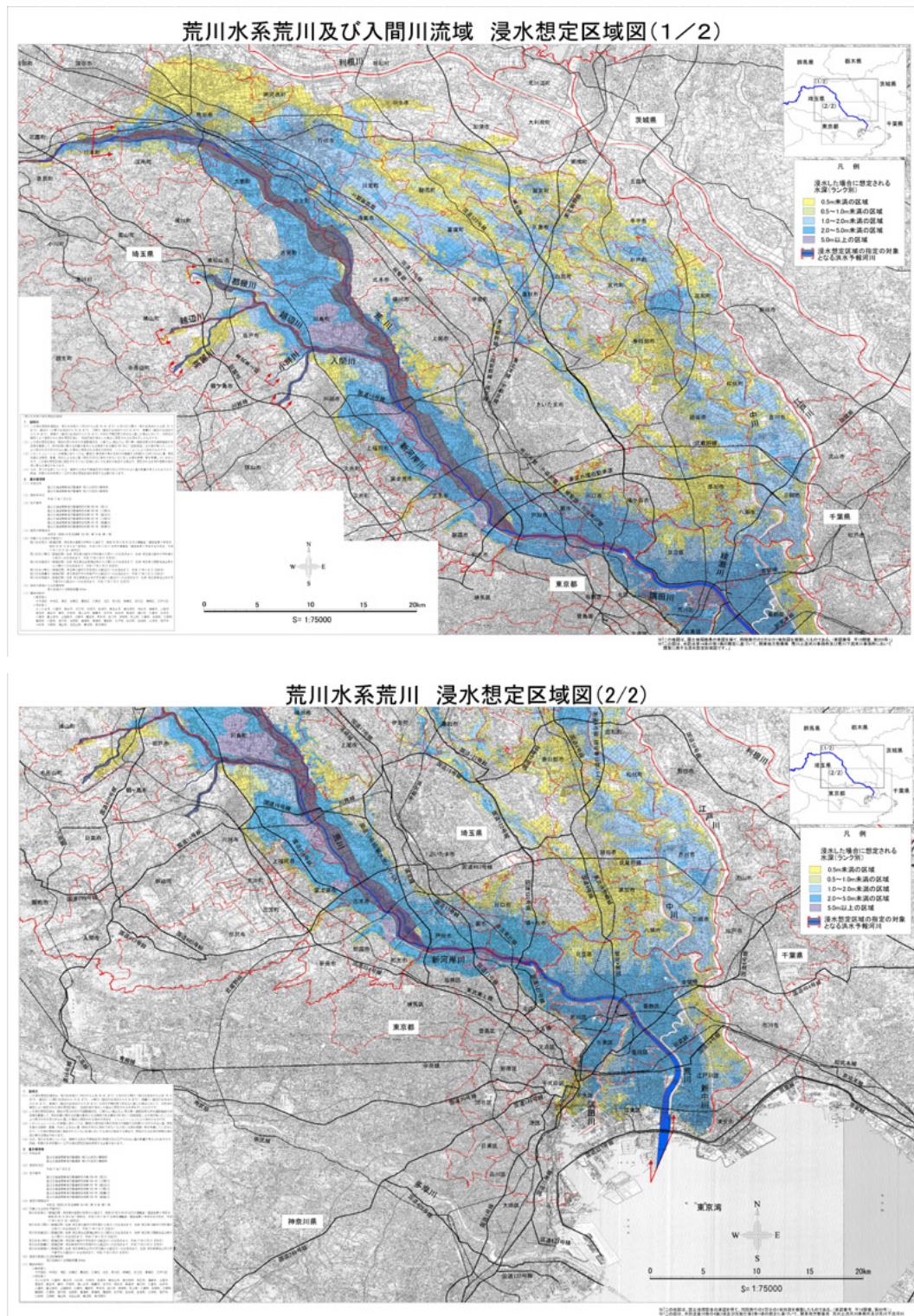


図 9-10 荒川水系浸水想定区域図

(4) 洪水ハザードマップの作成支援

浸水想定区域図をもとに、関係市町村による洪水ハザードマップ作成が促進されている。

このハザードマップ作成支援のため、「災害情報普及支援室」を設置しているとともに、全国で初めて自治体と連携し、ハザードマップの作成促進を目的とした「災害情報協議会」を設立している。行政区全てが浸水してしまい独自で避難場所を確保することが困難な市区が発生するところから、荒川の浸水想定区域外の自治体の強力も得ながら広域的に避難場所を確保するような連携方策を提案し、調整を進めている。

平成18年9月現在では、荒川流域内の市区町村のうち、埼玉県及び東京都の29市区町が洪水ハザードマップを作成し公表している。

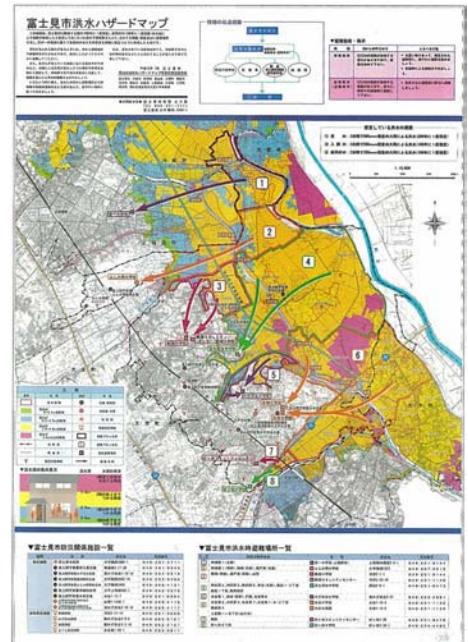


図 9-11 洪水ハザードマップの例
(富士見市)

表 9-7 荒川流域内における洪水ハザードマップ公表市区町村一覧

(平成18年9月現在)

都道府県	市区町村名	
埼玉県	朝霞市、川口市、川越市、さいたま市、志木市、戸田市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、和光市、所沢市、狭山市、入間市、三芳町	15
東京都	足立区、板橋区、北区、世田谷区、練馬区、文京区、中野区、中央区、千代田区、杉並区、新宿区、港区、豊島区、江東区	14
合計		29

【出典：国土交通省河川局 HP】

(5) まちごとまるごとハザードマップ

洪水ハザードマップに記載している、浸水情報や避難場所等の情報について、外出していてもそれらの情報がわかるように、日頃から目に留まる街角に設置する取り組み「まるごとまちごとハザードマップ」を実施している。

この取り組みでは、荒川で洪水が起きたときにその場所がどの程度の高さまで水に浸かるのかを示した「浸水想定深」と、そこからどこに避難するか「避難場所」を表示した案内看板を電柱に設置している。避難場所については、携帯電話に地図を表示させることができ可能なQRコードも標示するようにしている。



図 9-12 標示板（左）と携帯電話で避難場所を標示（右）

(6) 地下空間浸水危機管理連絡会

地下鉄・地下街などが高密度に集積している東京では、地下空間への浸水被害に対応するため、自治体、鉄道事業者、地下街の管理者等をメンバーとする連絡会を開催している。

これにより、洪水期前に定期的に開催して連絡体制等の周知を図るとともに、危機意識の向上、防災組織体制の確立などについて検討している。



写真 9-9 地下鉄・地下街等の管理者が参加した連絡会
【提供：MXテレビ】

(7) 水防拠点（河川防災ステーション）

災害時に緊急復旧活動等の拠点となる「河川防災ステーション」について、荒川下流部では、北赤羽地区（東京都北区）の荒川右岸で現在整備を進めており、今後、荒川ロックゲート付近の小松川地区等で整備を予定している。

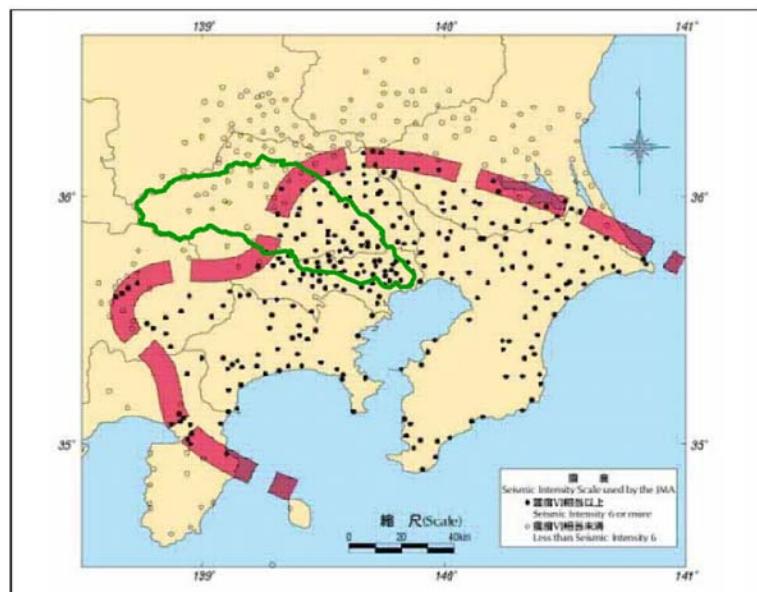


図 9-13 河川防災ステーション（イメージ図）

(8) 震災対策

関東地方建設局防災業務計画において、南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれがある地域では、河川施設の耐震点検に基づく震災対策を図るものとされている。

防災業務計画では、地震災害予防計画（事前対策）として高規格堤防の整備や、河川堤防等の耐震性の向上、及び緊急排水を行う移動式ポンプ等の施設整備を推進するものとしている。さらに、河川管理施設の点検、水防活動と震災対策の実施、及び震災による水質汚濁対策等について適切に対応するものとしている。



（出典「中央防災会議地震防災対策強化地域指定専門委員会検討結果報告」、平成4年8月21日）

図 9-14 南関東地域直下型地震による被害範囲（プレート境界近く）

また、交通網が遮断した阪神淡路大震災の被害を踏まえ、河川空間を利用し、陸上運搬と水上運搬を連結させた広域防災ネットワークの整備に努めている。

1) 緊急用河川敷道路

緊急河川敷道路は、荒川の河川敷につくられているもので、管内に全体で 58.2km 計画されており、現在までに河口から羽根倉橋（国道 463 号）までの 57km が完成している。大震災等の災害時に一般道（公道）を使用せずに災害復旧や物資の輸送等に迅速に対応することを目的として、幅員 7.5m のアスファルト舗装で大型トレーラー等の通行を考慮した規格で整備されている。

通常は一般車両の通行はできないが、サイクリング、ジョギング、散歩等の場として一般に利用されている。また、緊急用河川敷道路から一般道路へアクセスするためのスロープ（防災用坂路）の整備も進めている。



写真 9-10 緊急用河川敷道路（JR 武藏野線付近）

2) リバーステーション（緊急用船着場）

緊急用船着場は、大地震の際、陸上からの物資の輸送が困難なときに、河川を利用した物資輸送の荷揚げ場として利用することを目的としており、緊急用河川敷道路とともに利用することで迅速な輸送を可能とするものである。

緊急用船着場は荒川上流河川事務所管内には1箇所（秋ヶ瀬緊急船着場）完成しており活用可能となっている。また、荒川下流部では12箇所の計画があり、すでに9箇所が完成している。

當時は、観光船の着岸するリバーステーションとしての利用が可能であるとともに、海上・陸上から大きな港へ運ばれてくる品物や、河川工事に使用する土砂・資材等の運搬のための基地となる。



水上輸送の拠点となるリバーステーション
(秋ヶ瀬リバーステーション)



リバーステーションからの重機搬入
(川口リバーステーション)

写真 9-11 秋ヶ瀬リバーステーションと川口リバーステーション

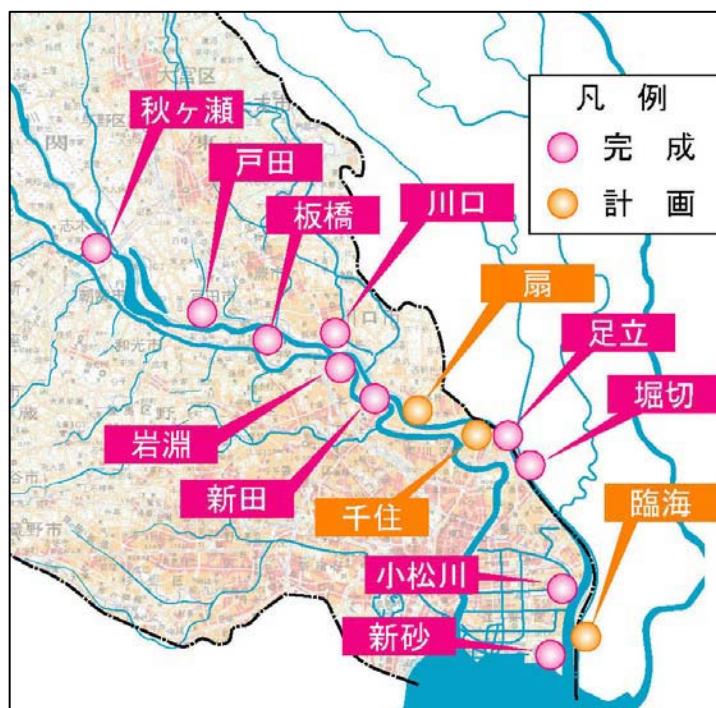


図 9-15 リバーステーション位置図

3) 荒川ロックゲート

平成 17 年 10 月に完成した荒川と江東内部河川や隅田川をつなぐは、荒川ロックゲートの完成により、東京湾のウォーターフロント開発等に伴う水上ネットワークの形成と都市域における大規模地震時等の輸送路として活用を図っていく。



図 9-16 広域防災ネットワークの構築

9.5 河川管理

荒川は都市用水や舟運等の面で首都圏域に対して重要な役割を果たしているとともに、自然地、耕作地、グラウンド等の広い河川空間を有しており、水質事故や大量のゴミ・不法投棄、川で生活しているホームレス等の様々な問題を抱えている。これらの諸問題に対応するため、沿川自治体や関連機関と連携して種々の対策を行っている。

(1) 水質事故対策

水質に関する事故は全国的に年々増え続けている。荒川においても増加傾向にあり、これまでにも取水停止を伴う重大な水質事故が発生している。水質事故の発生に伴い流域の上水道が取水停止により使えなくなるなど、暮らしに直接影響を及ぼすほか、化学物質の流出など場合によっては人命にかかわる事故を引き起こすこともあるため、あらゆる事態を想定した備えが必要となる。

このような水質事故に対応するため、関東地方の1都7県政令指定都市及び水資源機構及び関東地方整備局で関東地方水質汚濁対策連絡協議会（関水対協）を構成し、水質事故が発生した場合に関係機関と迅速に情報連絡を行うとともに、必要に応じて流出油の回収やオイルフェンス・オイルマットの敷設など、事故への対応により水質事故の被害を最小限に止める対策を行っている。

関東地方水質汚濁対策連絡協議会では、毎年、連合水質事故対策訓練として、情報伝達、水質分析、広報、魚回収、オイルフェンス及びオイルマットの敷設、道路側溝への流出防止策等、実際の事故さながらの訓練を行っている。

関東地方水質汚濁対策連絡協議会（関水対協）	
国土交通省関東地方整備局、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、川崎市、横浜市、千葉市、さいたま市、独立行政法人水資源機構	

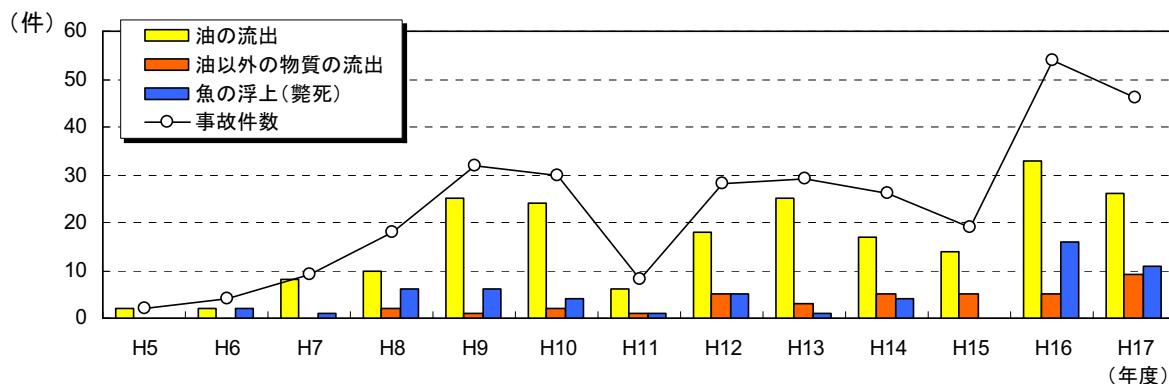


図 9-17 水質事故件数及び形態別発生件数

(2) ゴミ・不法投棄対策

荒川は首都圏近郊を流れるとともに、高水敷が広いことなどから、ゴミ・不法投棄が多く、その対策が課題となっている。

荒川上流では、沿川の市町村・埼玉県や警察からなる5つの地区で「荒川クリーンアップ協議会」を構成し、関係機関と連携しながら広報活動を行うとともに、毎年11月に不法投棄物の撤去作業、クリーン作戦を実施している。また、荒川下流では「ゴミ対策アクションプラン」を策定し市民、自治体、国土交通省等が協働で様々な取組みを行っている。



写真 9-12 荒川クリーンアップ協議会（左）と荒川下流部の水面のゴミ撤去状況（右）

(3) ホームレス対策

東京都区内及び埼玉県戸田市、和光市においては、荒川に多くのホームレスが生活している。このため、日常的な巡視に加え、警察、自治体等と連携して定期的にホームレス合同巡視を行っている。

これにより、自主的な退去の警告、散乱物の撤去や清掃の指導等や、福祉・保健部局と連携し、自立支援や健康相談などを行っている。



写真 9-13 警察や自治体と連携してホームレス合同巡視

(4) 船舶の航行

荒川は、過去より物資輸送の舟運として利用されており、現在も水上バスやプレジャーボート等の数多くの水面利用が行われているとともに、震災後の復旧資機材や緊急物資の輸送対策としても重要となっている。

さらに、水上バスやプレジャーボート等の舟運により、荒川下流域が生活空間として利用されることにより、人々が川の魅力を再発見し、水面利用が一層広がることも期待されている。

このため、全国で初めて荒川（河口～秋ヶ瀬取水堰）で、川の通航ルール「船舶の通航方法」を施行している。このルールでは、全域で共通して適用する通航方法を定めるとともに、「自然保全区域」や「減速区域」などの区域を設定し、それぞれ通航方法を定め、ルールに基づいた標識の設置等を行っている。



図 9-18 川の通航ルール「船舶の通航方法」

また、平常時でも災害時に物資を輸送する際でも、安心して荒川を航行できるよう、河川航行情報図を作成・公表している。この図面は、海を航行する船舶が使い慣れている海図に準じて、水深や橋梁の桁下高などの情報を図にまとめている。

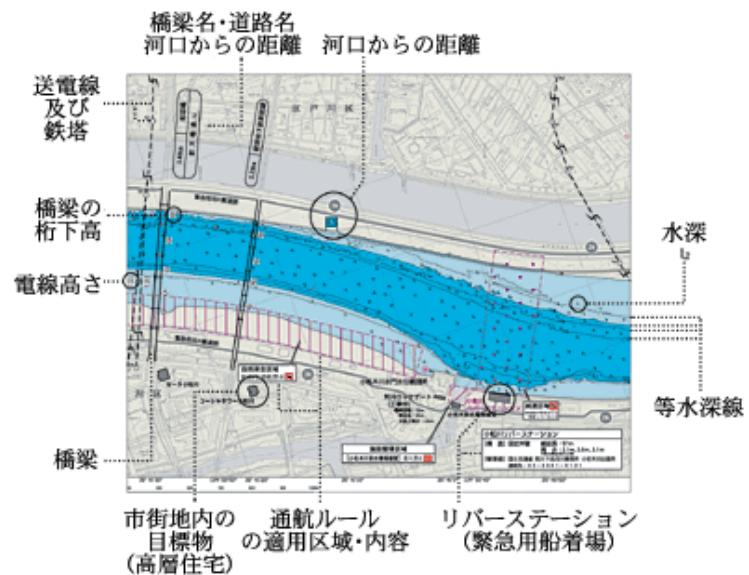


図 9-19 川の海図「河川航行情報図」

9.6 地域との連携

(1) 地域と連携した主な取り組み

荒川においては、地域住民と一緒に川づくりのために、「荒川市民会議」、「あらかわ学会」、「荒川市民パトロール隊」、「荒川クリーンエイド」、「荒川流域みらい会議」、「三ツ又沼ビオトープの保全管理」などの取り組みなどが行なわれている。

表 9-8 地域と連携した主な取り組み（1）

取り組み	概要
荒川市民会議	荒川市民会議は、荒川のあるべき姿の実現に向けて、各市区ごとに設置されている。一般から公募された市民と自治体及び国土交通省荒川下流河川事務所の職員等で構成されている。荒川の持つ様々な価値や機能について知識を深め、これを守り育てることを活動の目的としている。
あらかわ学会	荒川に思いを馳せる様々な分野の人たちが英知を結集する場として、平成8年に設立。平成15年にNPO法人となった。
荒川クリーンエイド	ゴミを拾うを通じて自然豊かできれいな荒川を取り戻す運動を行う荒川クリーンエイドが組織されている。毎年さまざまな市民団体、企業、河川利用者の団体などが参加して清掃活動を行っている。
水辺の楽校	身近な自然体験、自然学習の場として、NPO、ボランティア団体、教育関係者等と協同して江戸川下平井地区に池・ワンドを整備し、子供たちの自然学習の推進を図っている。
荒川市民パトロール	よりよい荒川に向けて、幅広い市民の声を反映していくため、「荒川市民パトロール隊」を発足した。活動内容は、自然観察、スポーツ、散策など日常の生活で、荒川を訪れて気付いたことを連絡する。気軽に、無理なく、安心して、活動するもので、特別な責任や権限はない。
荒川流域みらい会議	「荒川流域みらい会議」は、これから荒川のあり方について、地域住民の方々と河川管理者が一緒に考え、意見交換を行う場として、平成13年3月に設立された。荒川上流河川事務所に関わる「荒川流域みらい会議」としては、植松橋より上流側の「荒川上流ブロック」、入間川水系を中心とした「荒川中流右岸ブロック」、そして荒川本川の笹目橋から植松橋までを対象とした「荒川本流ブロック」の3ブロックが関係している。
荒川图画コンクール	「荒川图画コンクール」は、平成元年度より荒川の美化、愛護の意識や関心を高めていただくことを目的に、次世代を担う小学生を対象に荒川の風景画の募集を実施している。平成15年度は荒川沿川の19自治体98小学校より過去最高となる11,146点の作品が寄せられた。
荒川カルチャースクール	「荒川カルチャースクール」は、荒川流域住民の方々を対象として、荒川の自然や生態系、また歴史や文化を知ってもらい、それによって荒川への理解、愛護の思想を深めていただくことを目的として、平成3年度から実施している。 平成15年度で13年目、通算で24回目の開催となる。毎年荒川の自然や荒川の歴史と文化をテーマに専門家による講義や自然と触れ合う見学会を行っている。
荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	太郎右衛門地区の自然再生事業では、計画段階から維持管理に至るまで、地域住民やNPO、関係機関等との意見交換及び協働による連携を行うため、「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」を設立し、事業を推進している。

表 9-9 地域と連携した主な取り組み（2）

取り組み	概要
こまがわ市民会議	「こまがわ市民会議」は、高麗川ふるさとの川整備計画が平成11年11月に国土交通省により事業認定されたのを踏まえて、事業区間の環境や治水上の特徴を学習しながら、その整備方法について市民と行政が共に意見交換を行い、市民の方の意見を整備計画に反映することで地域と一緒に良好な水辺空間の形成を図ることを目的に設置された。
三ツ又沼ビオトープの保全管理	<p>【あらかわ市民環境サポーター】 荒川上流河川事務所が委嘱するボランティア。三ツ又沼ビオトープの保全管理活動に参加・協力してもらっている</p> <p>【荒川ハンノキプロジェクト】 三ツ又沼ビオトープ内でハンノキの種をとって持ち帰り、1年間、児童生徒に育ててもらう。1年度育てたハンノキの苗を三ツ又沼ビオトープに植えなおす。</p> <p>【環境教育における活用】 三ツ又沼ビオトープを総合学習、学校教員の研修、生涯学習の場として活用している</p> <p>【保全管理作業】 環境団体などが主に週末に行っているボランティア作業で草刈等を実施している</p> <p>【その他】 キコリ体験、草抜き作業、鳥の観察会、ヨシ刈り、ビオトープ観察、帰化植物抜き等のイベントの実施</p>



写真 9-14 荒川クリーンエイド



写真 9-15 荒川市民パトロール



写真 9-16 三ツ又沼ビオトープの保全管理



写真 9-17 水辺の楽校



写真 9-18 荒川市民会議



写真 9-19 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会

(2) 福祉の荒川づくり

荒川は、東京や周辺都市にとって貴重なオープンスペースであり、スポーツ、散策、釣り、イベント等に利用され、多くの人にとって憩いと安らぎの場となっている。しかし、実際に荒川に来るには高さ約 10m の堤防を上り下りする必要があり、その移動経路となる坂路が急であるなど、高齢者や障害者にとって利用しにくいものであった。このため、病院関係者や福祉団体等より構成した「福祉の荒川づくり懇談会」を発足し、「福祉の荒川づくり計画」をまとめ、すべての人にやさしい荒川を目指して、様々な取り組みを進めている。

■福祉の荒川づくり “施設づくり”

荒川でのスロープや階段、トイレ、水飲み場などの施設を設計する際の技術的基準として「福祉の荒川づくり設計の手引き」を作成し、活用している。



写真 9-20 緩やかなスロープ

■荒川福祉体験広場

車いすに実際に乗り、クランクやグレーチング、勾配の違う複数のスロープや階段、砂利や砂地など材質の違う道の通行などを体験できる、河川敷の施設としては全国初めての「荒川福祉体験広場」を整備している。



写真 9-21 福祉体験広場

■自律移動支援プロジェクト実証実験

北区岩淵地区の荒川河川敷において、ユビキタスネットワーク技術を活用した自律移動支援プロジェクト実証実験を行い、河川空間における情報提供支援のあり方を検証している。



写真 9-22 白杖での体験

■ユニバーサルデザインを意識した川づくり

サイン（案内板）、パンフレット、携帯情報ウェブサイトと連携した案内体系で提供する「河川案内システム」の整備や、もっと利用してもらうために荒川にある7箇所の利用拠点に、アクセス方法、スロープやトイレの位置、駐車場、見所等を紹介した「荒川おでかけガイド」を作成するなど、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた川づくりを推進している。

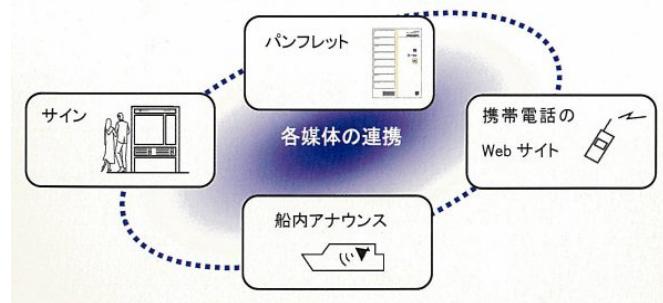


図 9-20 河川案内システムイメージ

(3) 交流拠点

荒川では、地域との交流拠点の場として、荒川下流河川事務所管内には「荒川治水資料館 amoaa」、荒川上流河川事務所管内には、「彩湖自然学習センター」が設置されている。

1) 荒川知水資料館 amoaa

荒川知水資料館は、建設省荒川下流工事事務所（現国土交通省荒川下流河川事務所）及び東京都北区が建設し、平成10年3月29日に開館した。

荒川知水資料館は、荒川放水路と隅田川の分岐点にある岩淵水門の近く、国土交通省荒川下流河川事務所に隣接した位置にあり、荒川をはじめ、川や水について広く知ってもらいたいという「知」の意味をこめて「荒川“知”水資料館」と名づけられた。また、「Arakawa Museum Of Aqua」の頭文字をとって「amoaa」＝「アモア」と呼ばれている。



写真 9-23 荒川知水資料館

2) 彩湖自然学習センター（インフォメーションセンター）

彩湖自然学習センターは、①荒川の治水や利水など事業への理解を深めてもらうこと、②荒川の自然環境や郷土の歴史等について、子供から大人まで楽しみながら興味を持って知識を広め、自然に接することのできることを目的とし、彩湖の東京外郭環状道路の脇に設置されている。

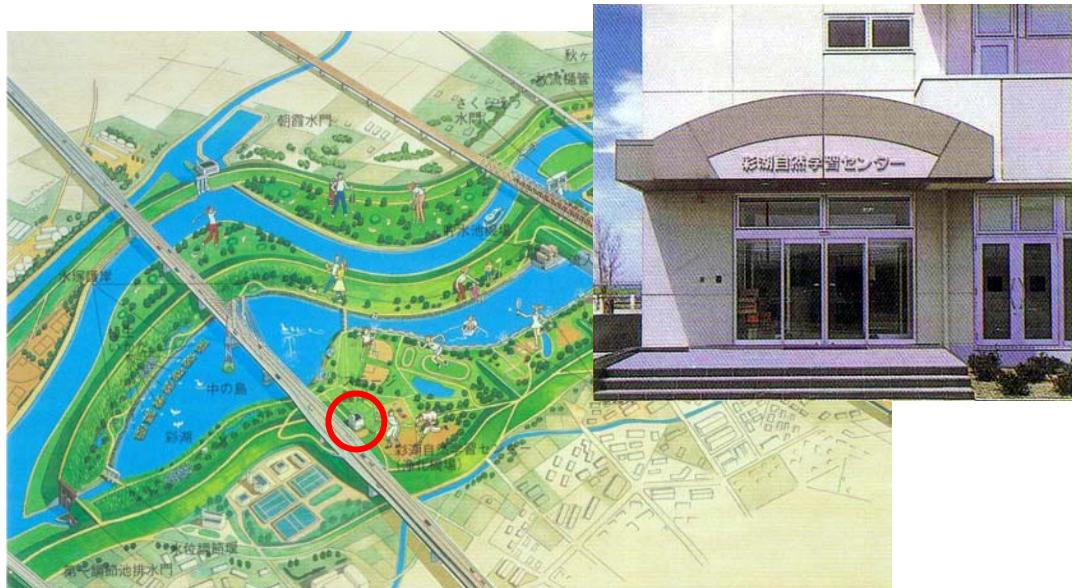


図 9-21 彩湖自然学習センター

3) 埼玉県立川の博物館

埼玉川の博物館は、平成9年8月1日に開館した。

荒川を中心とする河川や水と人々の暮らしとの関わりを様々な体験学習をとおして、理解してもらおうとする施設である。



写真 9-24 埼玉県立川の博物館

【出典：埼玉県立川の博物館 HP】